

震災に強い安全・安心なまちづくりに向けて

～ 私たちが暮らすまちの「地震災害へのリスク」～

長野県松本市 / 令和2年7月

市街地で大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊、道路の閉塞、火災の延焼など様々な被害が発生するおそれがあります。

どこで、どのような被害が発生しやすいのか、そのリスクをあらかじめ把握することは、震災に強い安全・安心なまちづくりを進める上で重要な情報となります。

私たちが暮らすまちの「地震災害へのリスク」を意識して、大規模な地震に対する備えを心掛けましょう。

災害危険度判定調査

四つの個別調査（建築物倒壊危険度、道路閉塞危険度、避難危険度、延焼危険度）と、それらを重ね合わせた総合危険度により、私たちが暮らすまちの地震災害へのリスクを評価（前回平成20年度調査の再評価）しました。

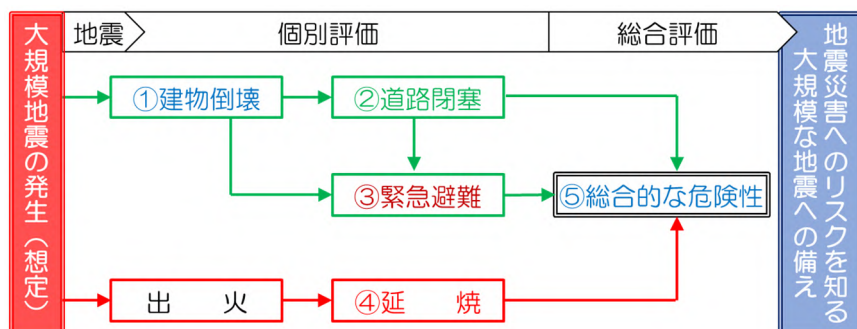
都市防災実務ハンドブックに基づく評価であり、地震による被害規模を予想する「被害想定」ではありません。

調査範囲

多くの建物や人口が集まっている市街地約3,222ha（重点地区）を対象に、道路に囲まれた街区を基本単位として調査を行いました。

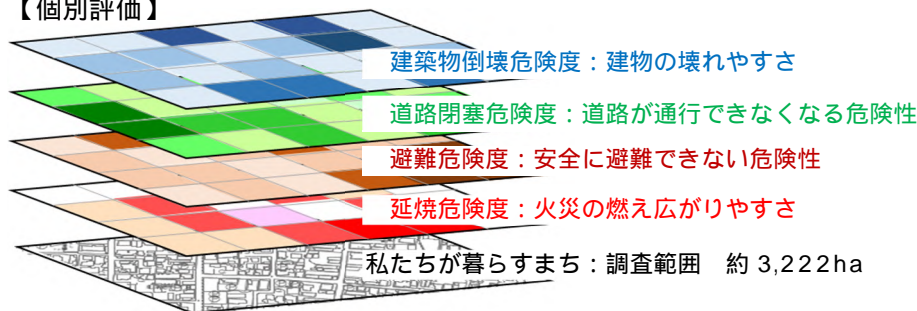
前は調査対象としなかった市域南部や波田地区等については、初めて調査を行いました。

調査内容

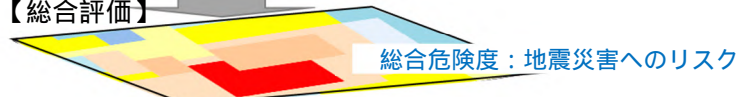


地震による建築物倒壊
(平成19年7月16日発生 新潟県中越沖地震)

【個別評価】



【総合評価】

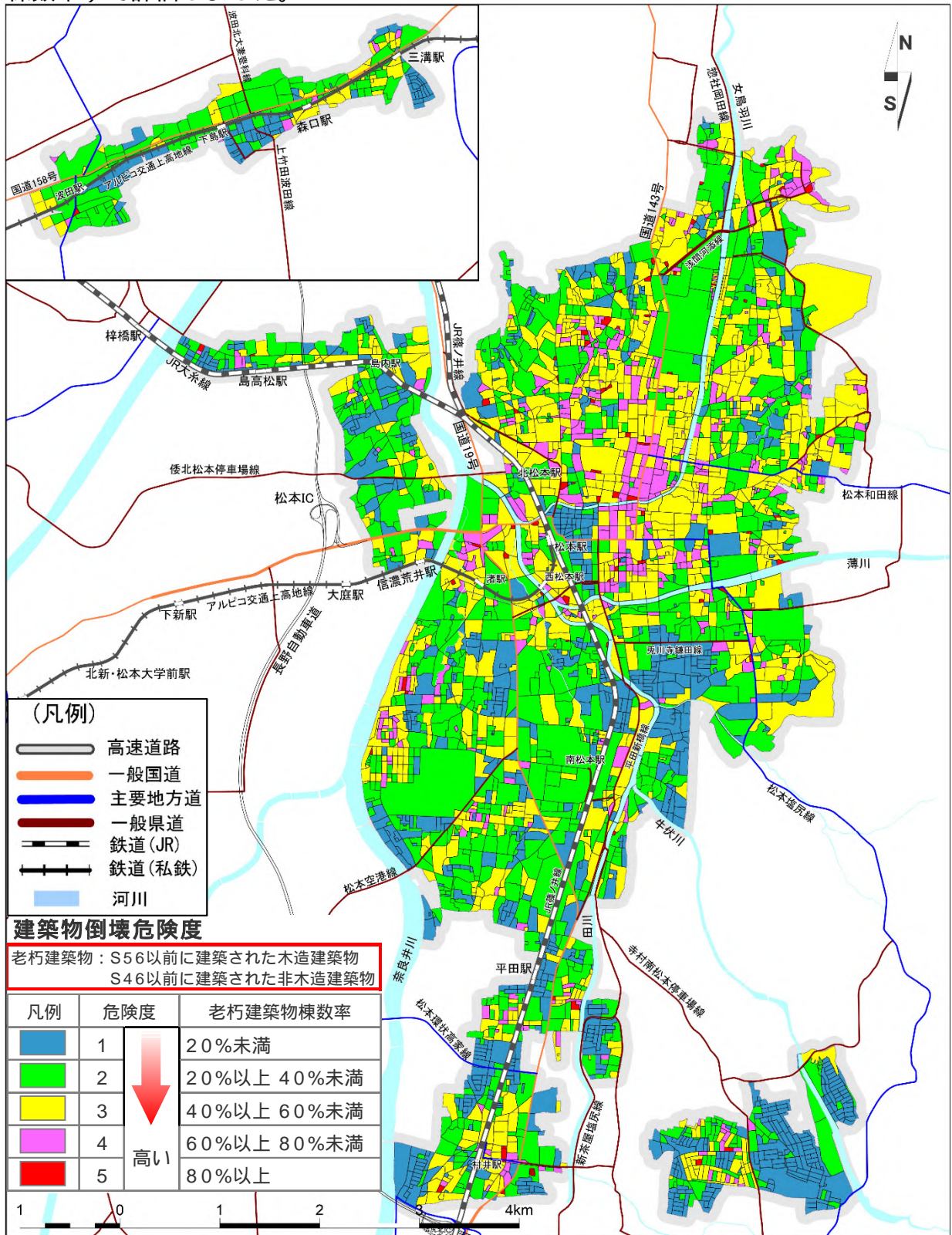


倒壊した建物による道路閉塞
(平成19年3月25日発生 能登半島地震)

建築物倒壊危険度 ～地震の揺れによる建物の壊れやすさ～

過去の地震では、老朽化した建築物（昭和56年以前に建築された木造建築物や昭和46年以前に建築された非木造建築物）は揺れに対し弱く、多くの建物が全壊しました。

建築物倒壊危険度は、街区内の全ての建築物に占める老朽建築物の割合（老朽建築物棟数率）で評価しました。

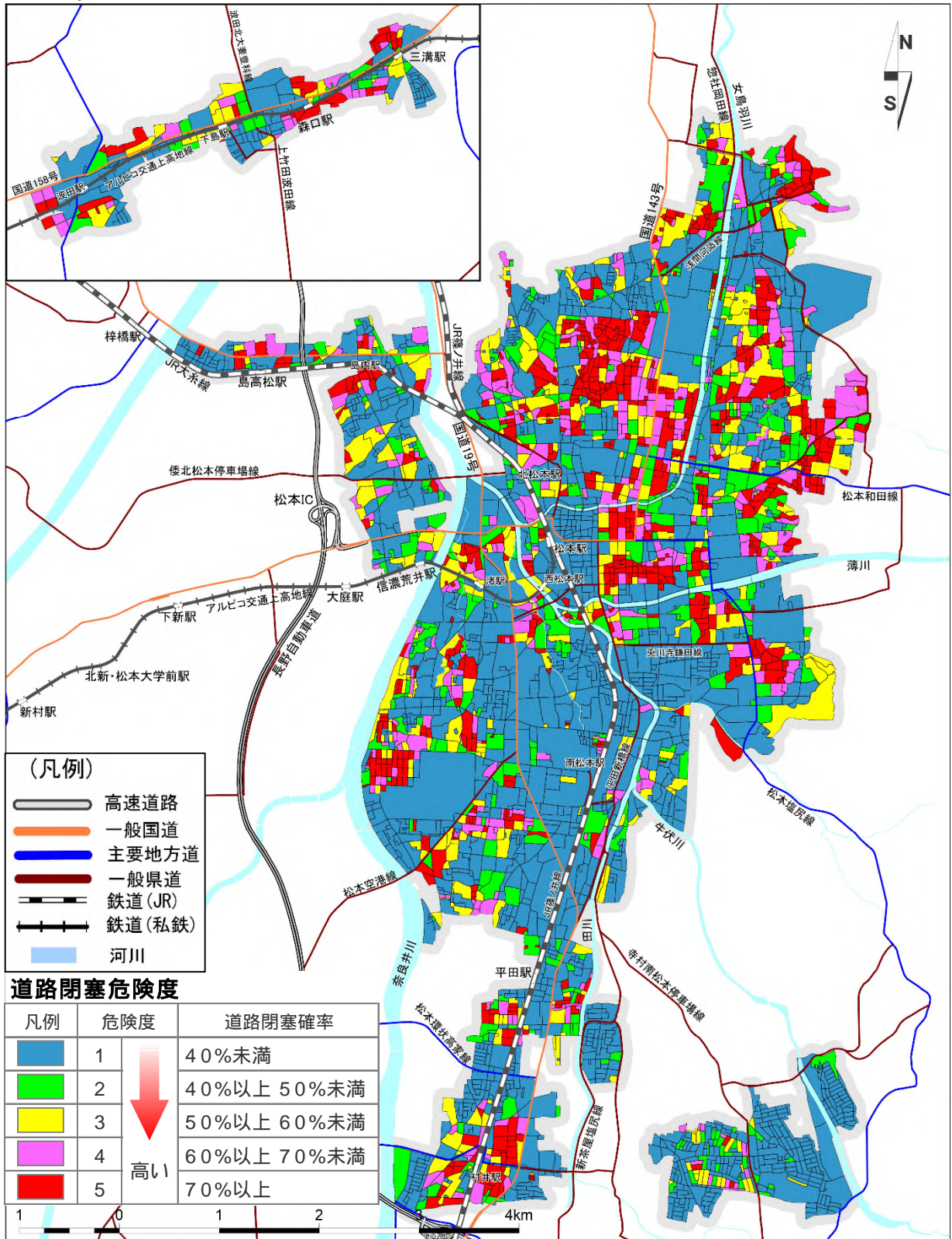


建物の建て替えが進んだことにより、建築物倒壊危険度が高い街区（4・5）は減少しました。
（平成20年度 30.9% 令和元年度 6.8%）
東部地区や中央地区、本郷地区（浅間温泉周辺）などは、老朽建築物の占める割合が高く、建築物倒壊危険度が高い街区が多く残ります。

道路閉塞危険度 ~ 道路が通行できなくなる危険性 ~

狭い道路沿いの建物が倒壊すると、人や車両が通行できなくなり、避難や救援活動などが困難になります。

道路閉鎖危険度は、道路の幅員と沿道建物の倒壊確率（道路閉塞確率）を基に評価しました。

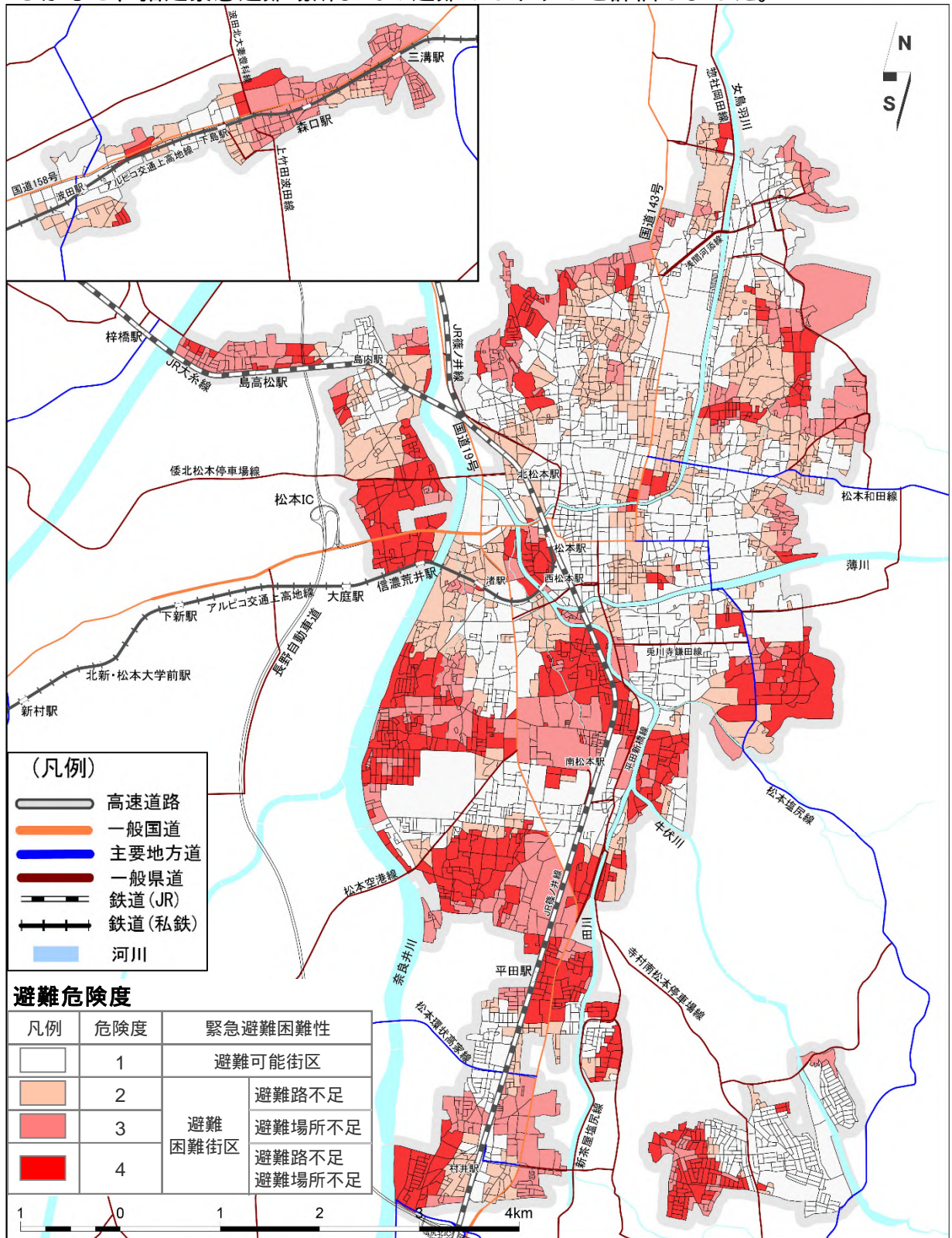


建物の建て替えや都市計画道路等の整備が進んだことにより、道路閉塞危険度が高い街区（4・5）は減少しました。（平成20年度46.8% 令和元年度21.3%）
中央地区や城北地区、芳川地区（村井駅周辺）、里山辺地区などは、狭い道路が多く、道路閉塞危険度が高い街区が多く残ります。

避難危険度 ～安全に避難できない危険性～

指定緊急避難場所（地震から逃れるための避難場所）が遠い場合や、閉塞した道路を迂回して避難する場合は、安全に避難することが難しくなります。

徒歩で容易に避難できる距離を500mと仮定し、道路閉塞区間を迂回する必要があるかなど、指定緊急避難場所までの避難のしやすさを評価しました。

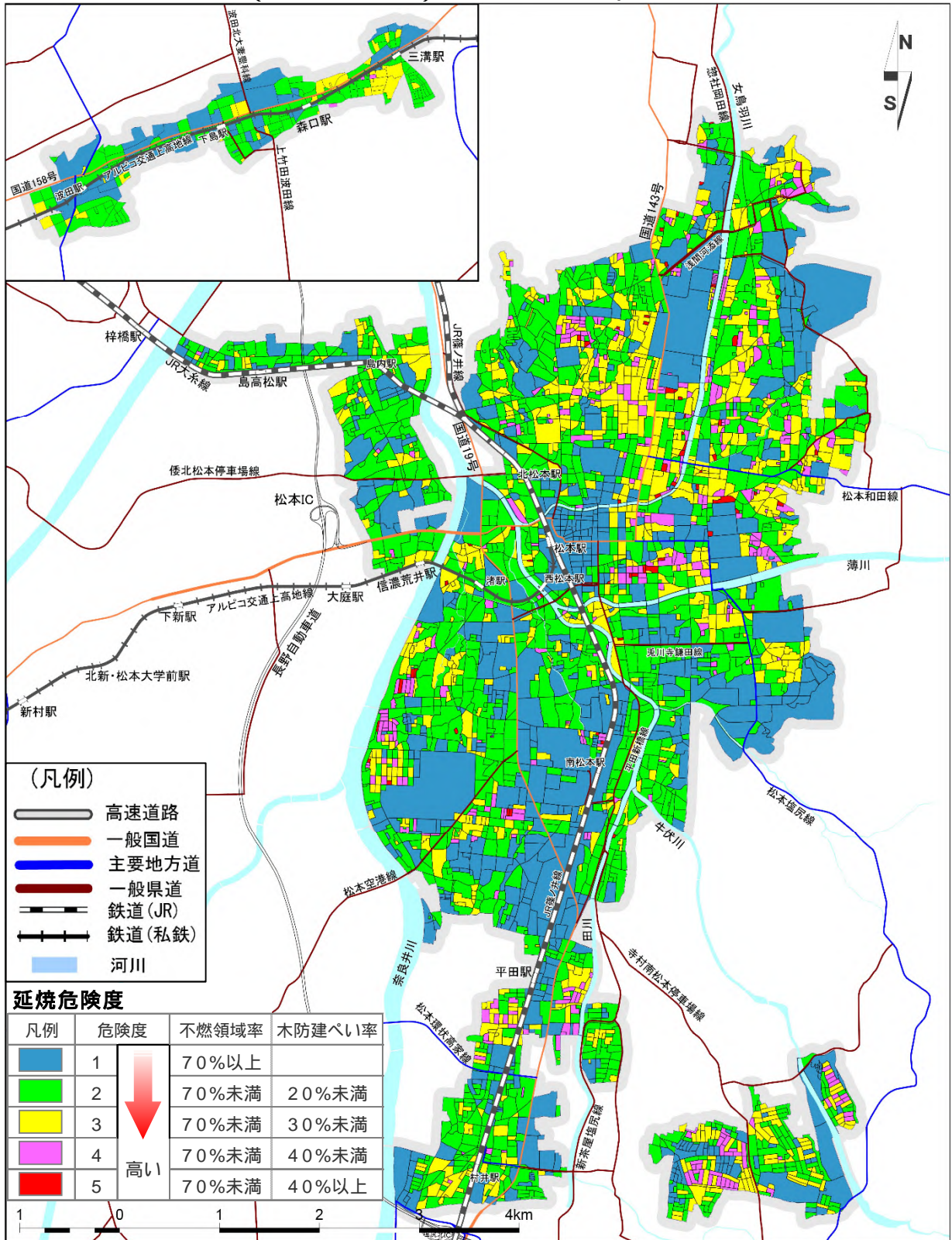


新たな指定緊急避難場所を指定したことなどにより、避難危険度が高い街区（2・3・4）は、わずかに減少しました。（平成20年度62.7% 令和元年度59.3%）
市域南部や波田地区は、指定緊急避難場所が少なく、避難することが困難な街区（2・3・4）が多く残ります。

延焼危険度 ～地震によって発生した火災の燃え広がりやすさ～

耐火建築物が少なく、建物が密集していると、地震によって発生した火災は燃え広がりがやすくなります。

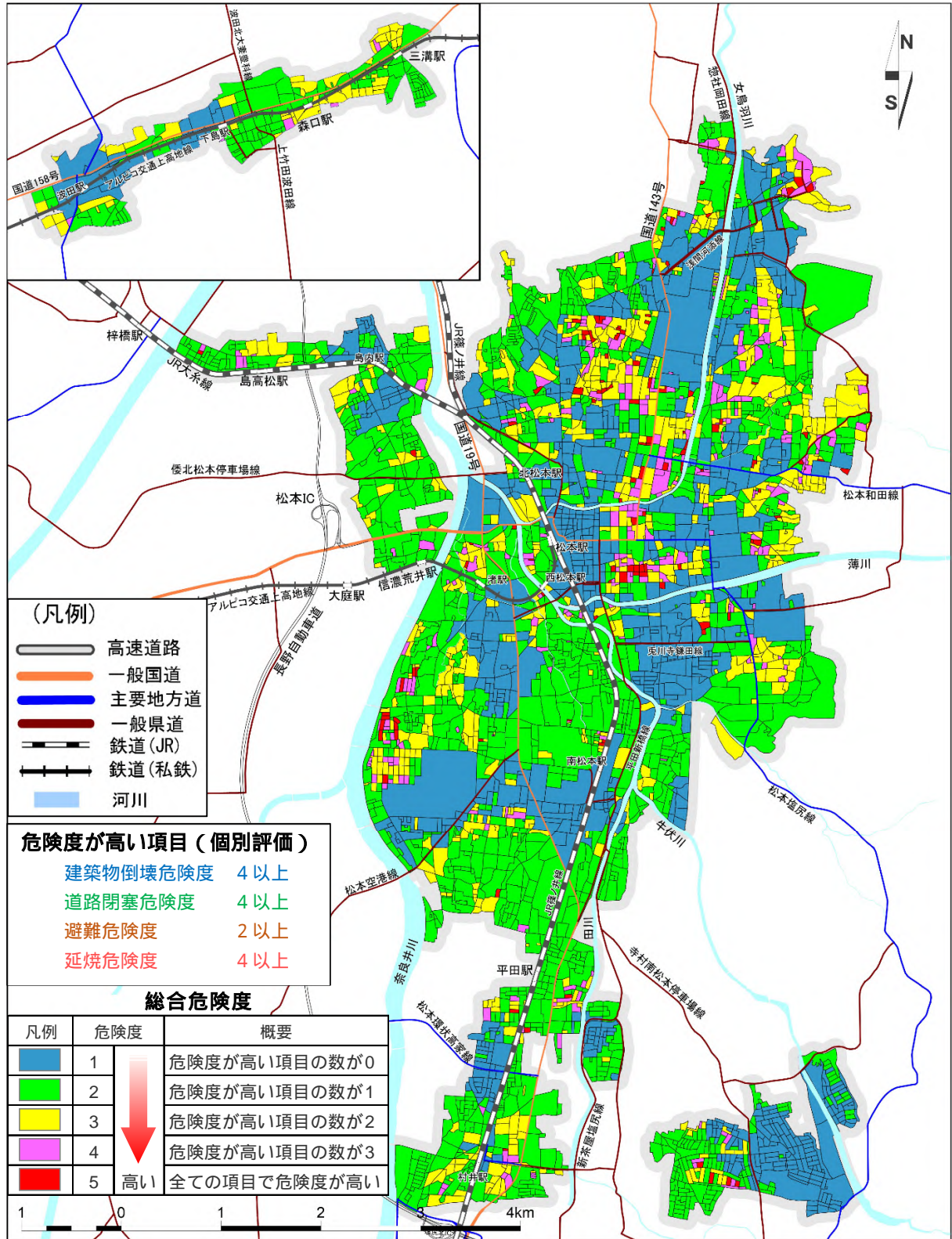
延焼危険度は、街区に占める空地や耐火建築物の面積割合（不燃領域率）と木造建築物の建築面積割合（木防建ぺい率）で評価しました。



空地であった場所に木造建築物の建築が進んだことなどにより、延焼危険度が高い街区（4・5）は、わずかに増加しました。（平成20年度 1.8% 令和元年度 4.6%）
第二地区や城北地区、鎌田地区などは、住宅が密集しており、危険度が高い街区（4・5）が点在しています。

総合危険度 ～個別評価に基づく総合的な危険性～

四つの個別評価を基に、街区ごとの総合的な危険度を評価しました。



建物の建て替えや都市計画道路等の整備が進んだことにより、危険度が高い街区(4・5)は減少し、危険性は改善しました。(平成20年度13.6% 令和元年度4.5%)
第二地区、東部地区、城北地区、本郷地区など、市内の各所に危険度が高い街区(4・5)が点在します。

発行 令和2年7月

担当 松本市 建設部 都市政策課 〒390-8620 松本市丸の内3番7号

TEL 0263-34-3251

Email toshikei@city.matsumoto.lg.jp